

県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 教育委員会は、高額な通学費を負担している県立高等学校の生徒の保護者等及び令和4年度から令和6年度までに路線バス等が廃止・減便されたことにより定期代の負担が増加した県立高等学校の生徒の保護者等に対し、予算の範囲内において県立高校生徒通学支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助金額）

第2条 補助金の交付を受けることができる者、補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助金額は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2各項のいずれかに該当する者は、本補助金の対象とならない。

2 前項の補助金の交付の対象となる経費の算出は、通学に要する運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通学の経路及び方法（鉄道、バス、船等、その他教育委員会が合理的と認める方法）による運賃等の額によるものとする。

3 この補助金は、交付決定日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ）に要する経費を対象とする。

（補助金の交付申請）

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号又は第2号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及び補助金等交付申請書の提出期限は、教育委員会が別に定める。

（補助金の交付の決定及び確定の通知）

第4条 教育委員会は、規則第3条の補助金交付申請を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第5条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第4号様式のとおりとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月5日から施行し、令和7年4月1日以降の通学分から適用する。

2 この要綱の施行に伴い、県立高校生徒通学費支援事業補助金交付要綱（令和6年4月16日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年8月3日から施行し、令和8年4月1日以降の通学分から適用する。

別表第 1（第 2 条関係）

	補助対象者	補助対象経費（月額）	補助金額
1	県内に住所を有し、鹿児島県立高等学校の全日制課程及び定時制課程に通学する生徒（以下、「対象生徒」という。）の保護者等 ただし、別表第 2 各項のいずれかに該当する者を除く	月額 2 万円を超える通学費 詳細は県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱事務処理要領に定めるものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 の金額 ※ 百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2	令和 6 年度に「県立高校生徒通学費支援事業補助金」の交付決定を受けた保護者等	令和 4 年度から令和 6 年度までの路線バス等の廃止・減便にともない、他の公共交通機関への変更や経路変更を行ったことにより増額した通学費 詳細は県立高校生徒通学支援事業補助金交付要綱事務処理要領に定めるものとする。	補助対象経費の 2 分の 1 の金額。ただし、他の補助金活用後の実費負担額が補助対象経費の 2 分の 1 を下回った場合はその額 ※ 百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 上記 1、2 のどちらにも該当する場合は、どちらか一方の補助を選択するものとする。

別表第 2（第 2 条関係）

	補助対象者とならない者
1	高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制の場合は、在学した期間を一月の 4 分の 3 に相当する月数として計算。）を超える対象生徒の保護者等
2	生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給している保護者等
3	第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合又は当該保護者等が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 29 条第 1 項各号に掲げる者若しくは同法附則第 3 条の 3 第 4 項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。以下、「算定基準額」という。）（保護者等が 2 人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。）が 304,200 円以上である保護者等 (1) 補助金を申請する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）に係る同法第 314 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項第 1 号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第 35 条の

4 第4項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第8条第8項第4号（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第8条第11項第4号（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額（同条第11項第4号の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（同条第14項第4号の規定により読み替えられた地方税法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（対象生徒等が補助金支給年度の前年度の12月31日において保護者等の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、対象生徒が補助金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該合計額から330,000円を控除して得た金額）に100分の6を乗じた額

- (2) 補助金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第314条の6の規定により控除する額（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市により補助金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課される者については、当該額に4分の3を乗じた額）